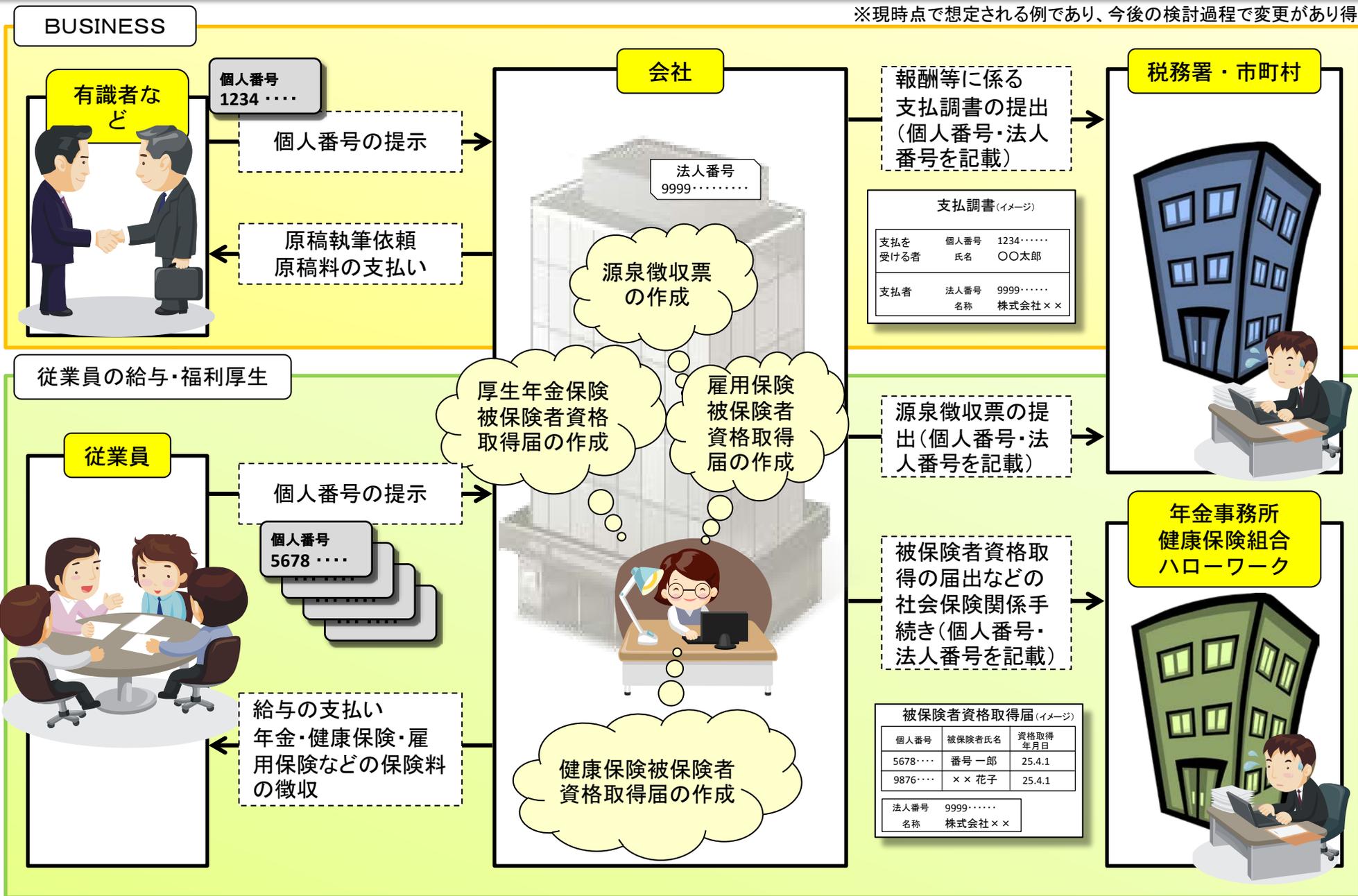

参 考 资 料

民間企業における番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



民間企業における個人番号の利用場面

税分野

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載。

※一般の民間企業(非金融機関)の場合

法定調書	提出者	根拠条文(所得税法)
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

社会保障分野

○ 個人番号利用事務実施者としてのもの

→健康保険組合の実施する事務

※別表第一

二 全国健康保険協会又は健康保険組合

健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載。

国税関係の申告書等における番号記載のイメージ

国税通則法

(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)

第二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。)、住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)を記載しなければならない。(略)

国税関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 国税関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 主に支払いをする者及び支払を受ける者の個人番号・法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
 - ・ 給与所得の源泉徴収票には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載
 - ・ 生命保険金等の支払調書には、支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号を記載

等

番号が記載された申告書等の主な提出時期

所得税の申告書	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
法人税の申告書	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から

番号記載のイメージ(例: 給与所得の源泉徴収票)

番号制度導入前

番号制度導入後

「控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の氏名及び個人番号を記載

「支払を受ける者」の個人番号を記載

「支払者」の個人番号又は法人番号を記載

※所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年財務省令第53号)より抜粋

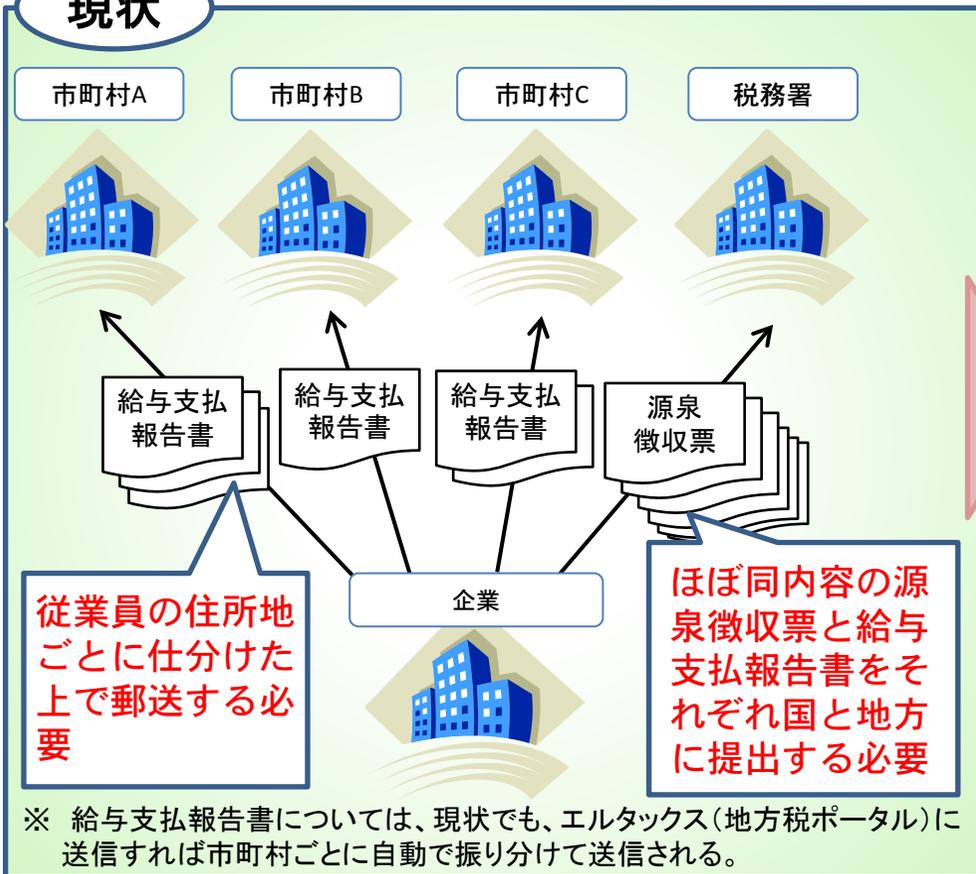
用紙サイズ A6⇒A5 (紙媒体で提出の場合)

源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出先の一カ所化

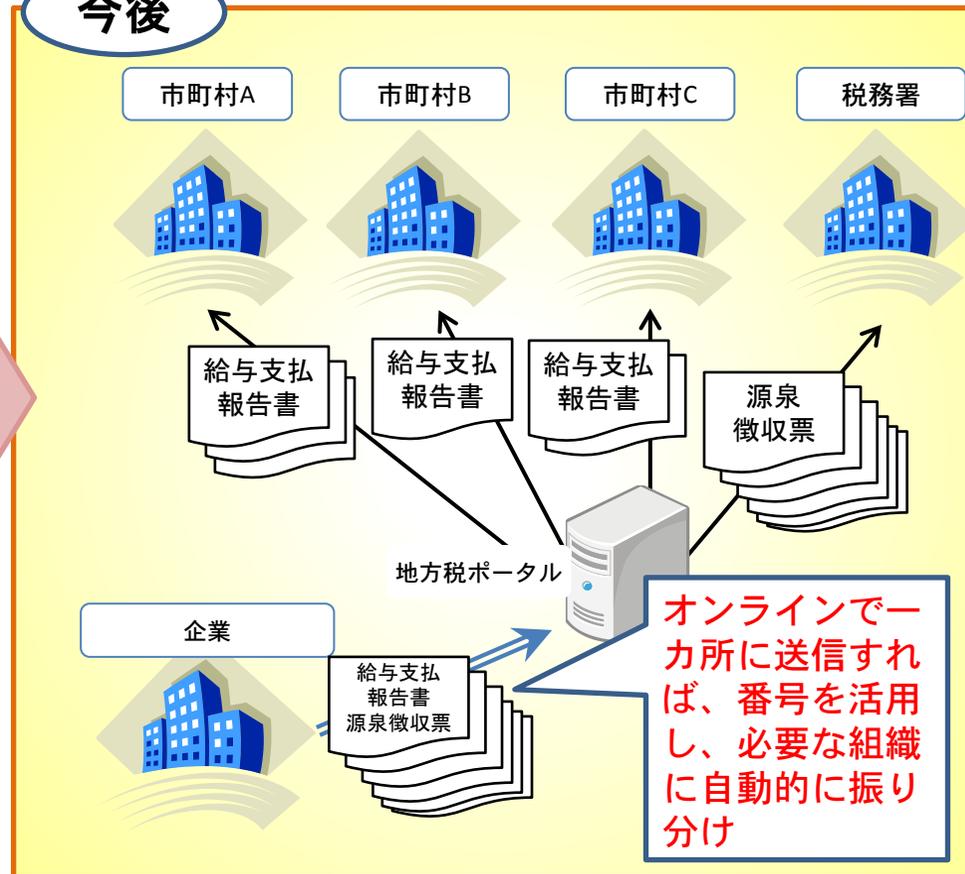
- 企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。
- 源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルタックス(地方税ポータル)に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担を軽減する。

【上記のイメージ】

現状



今後



「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

マイナンバーに対する国民の懸念と保護措置

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
 - 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- ⇒ 番号法では、マイナンバーの利用目的を限定列挙し、それを超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定。

ガイドラインの必要性

<ガイドラインの必要性>

- 従業員の源泉徴収票作成時にマイナンバーを取り扱うため、広く民間企業に番号法のルールを周知することが必要。
- 番号法に定められている保護措置においては、利用目的が法律で限定列挙されるなど個人情報保護法と異なる取扱いが求められることから、実務を行う現場が混乱しないための具体的な指針が必要との民間企業からの声がある。

<ガイドラインの作成方針>

- 検討に当たっては、民間企業からのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会を開催し、民間企業の意見を聴きながら作成。
- 番号法の規定及びその解釈について、実務的な具体例を用いて分かりやすく解説することを主眼。

※番号法において、国は個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる（4条）、委員会は個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な行政機関や民間事業者に対する指導及び助言等の措置を講ずる（37条）とされている。

今後のスケジュール

- 10月10日から開始したパブリックコメントを経て、公表予定（経済団体等向けに順次説明会を開催予定）

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

ガイドラインの内容

○ マイナンバーの適正な取扱いを確保するために最低限守るべき事項及び具体例を記述

<利用・提供の制限>

- ・ マイナンバーの利用範囲は、番号法に規定された、社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されていること
- ・ 番号法で限定的に規定された場合を除き、マイナンバーの提供・収集等が制限されていること 等

(例)

- ・ マイナンバーを社員番号として使用してはならない
- ・ 本人の同意があったとしても、番号法で限定的に規定された場合を除き、マイナンバーを提供してはならない
- ・ 番号法で限定的に規定された場合を除き、マイナンバーをノートに書き写すなど収集してはならない

<安全管理> …中小規模な事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮

- ・ 漏えいを防止するための、従業者・委託先の監督、マイナンバーの保管・廃棄に関する留意事項 等

(例)

- ・ マイナンバーを取り扱う従業者・委託先に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない
- ・ マイナンバーを取り扱う機器、電子媒体又は書類等を施錠できるキャビネット・書庫等に保管する
- ・ マイナンバーが記録されたパソコンに不正アクセス等から保護する仕組みを導入し、適切に運用する
- ・ 事務を行う必要がなく、所管法令の保存期間を経過した場合、マイナンバーを復元できない手段で削除又は廃棄する

内閣府におけるマイナンバー広報(平成26年10月時点)

○ホームページでの情報提供

- ・マイナちゃんのマイナンバー解説

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>

○ツイッターでの情報発信

https://twitter.com/MyNumber_PR

○ポスターの作成・掲示

- ・地方自治体の窓口や全国の税務署、年金事務所、ハローワーク等で掲示
- ※チラシとして活用可能

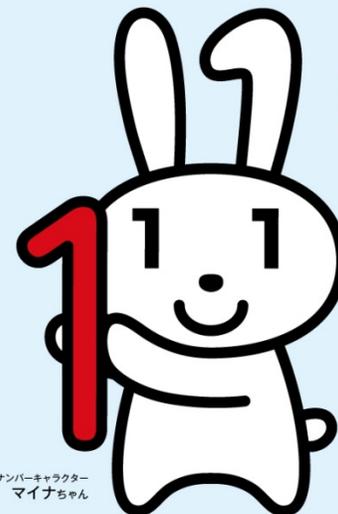
○コールセンターの開設(全国共通ナビダイヤル)

- ・日本語 0570-20-0178(マイナンバー)
- ・英語 0570-20-0291
- ・土日祝日、年末年始を除く 9:30~17:30

○外国人向け広報

- ・ホームページで英語の情報提供から実施(今後、英中韓西葡の5か国語で情報提供を実施)

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとり
お届けします!

! マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

トクする

1 行政の効率化
手続きが正確で
早くなる

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

2 国民の利便性の向上
面倒な手続きが
簡単に

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

3 公平・公正な社会の実現
給付金などの
不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

マイナンバー

マイナンバー

検索

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。